変更した事項
名称　渡波港佐須浜防波堤仮設灯台
位置
所在地　宮城県渡波港（佐須浜防波堤外端）
北緯　三八―二四―一〇
東経　一四一―二一―五六
灯質　群閃赤光　毎五秒に二閃光
光度　実効光度一三カンデラ
光達距離　二・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで二・四メートル　平均水面上から灯火まで五・九メートル
変更年月日　平成二十四年三月二十七日
記事　一時変更

名称　須磨海づり公園塔灯
位置
所在地　鉢伏山（兵庫県神戸市須磨区）の南東方約一・二キロメートル
北緯　三四―三八―〇三
東経　一三五―〇六―一六
変更した事項
光度　実効光度五四〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
変更年月日　平成二十四年三月二十七日

○海上保安庁告示第百十七号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年四月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　木更津港第二号灯標
位置
所在地　千葉県木更津港（木更津港防波堤西灯台の西北西方約五・一キロメートル）
北緯　三五―二三―四〇
東経　一三九―四八―三三
変更した事項
名称　木更津港第二号仮設灯浮標
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色柱形
明弧　削除
高さ　削除
変更年月日　平成二十四年三月二十九日
記事　一時変更

名称　関門第二航路第二号灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（台場鼻潮流信号所の西北西方約二・九キロメートル）
北緯　三三―五七―二一
東経　一三〇―五〇―三六
変更した事項
位置
所在地　関門港若松区（台場鼻潮流信号所の西北西方約三・〇キロメートル）
北緯　三三―五七―二一
東経　一三〇―五〇―三三
変更年月日　平成二十四年三月二十九日

名称　関門航路第十号灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（台場鼻潮流信号所の南西方約一・五キロメートル）
北緯　三三―五六―二七
東経　一三〇―五一―三九
変更した事項
位置
所在地　関門港若松区（台場鼻潮流信号所の南西方約一・六キロメートル）
北緯　三三―五六―二五
東経　一三〇―五一―三七
変更年月日　平成二十四年三月二十九日

名称　関門航路西無線方位信号所
位置
所在地　関門港若松区（関門航路第十号灯浮標）
北緯　三三―五六―二七
東経　一三〇―五一―三九
変更した事項
位置
所在地　関門港若松区（関門航路第十号灯浮標）
北緯　三三―五六―二五
東経　一三〇―五一―三七
記事　九、三二〇MHzから九、五〇〇MHzまでの周波数を使用する航海用レーダーの空中線の指向面が本信号所の方向に向いたとき、レーダーの指示面にモールス符号G（――・）が現れる。この符号の内端の直前が本信号所の位置である。
変更年月日　平成二十四年三月二十九日

○北陸地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十四日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
敷地の幅員	一三・三一～二六・五七メートル	一三・八二～二六・五八メートル
延長	〇・一八七キロメートル	〇・一八七

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

柏崎市米山町字岩崎六三一番一から同市米山町字岩崎四四五番一まで

○中部地方整備局告示第百十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年四月二十四日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号　4
　中部地方整備局長
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　財団法人愛知県建築住宅センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	藤原　博道、竹内　悦雄、出牛喜八郎、牧　猛夫
変更後	鈴木　雄二、谷　光春、近藤　忠良、田中　康則

(2)　変更年月日　平成二十四年四月十七日

○中部地方整備局告示第百十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年四月二十四日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号　5
　中部地方整備局長
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　公益財団法人三重県建設技術センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	山本　徹
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十四年四月一日